

令和3年箕輪町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定により実施し、同条第9項の規定により提出した令和元年度以前の定期監査結果報告に対し、講じた措置について同条第12項の規程により、別紙のとおりこれを公表する。

令和3年4月20日

箕輪町監査委員 松本 豊實

箕輪町監査委員 木村 英雄

## 別紙

### 令和元年度以前定期監査で改善を求められた事項の処理状況

#### 施設監査

( ) 内：前回監査年度

##### 1 文化センター (R1)

- 重要物品に登録されているパソコンは平成8年取得の古い物である。現況を確認し、備品台帳を整理すること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
他の物品も含めて現況を確認し、古く使用に耐えない備品を抹消しました。

##### 2 図書館 (H30)

- 図書館外の南側のスペースについて、利用方法を検討すること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
令和元年度に南庭に芝を張る工事を実施しました。読み聞かせイベントなどに利用しています。
- 玄関の身障者マークが消えている。ステッカーを貼る等の処置をすること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
マークを塗りなおしました。

##### 3 役場庁舎 (R1)

- 庁舎正面駐車場の区画線が消えかけている。来庁者の安全のためにも区画線の引き直しを行うこと。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
令和2年7月に発注、施工済みです。

##### 4 中学校 (R1)

- (生徒玄関前ブロック) 昨年指摘した箇所については修繕されたが、新たに違う箇所で盛り上がりがあり、ブロックが外れている箇所も見受けられた。修繕を検討すること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
盛り上がり気になる目地の部分(東西に4本)に関しては、目地の両脇1ブロックを取り外し、モルタル仕上げとする修繕を行いました。部分的に外れているブロック箇所に関しては張り直し修繕を行いました。

##### 5 学校全般

- 不審者の侵入防止等、防犯上の観点から各小学校にも警備保障をつける等の検討をされたい。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

令和2年5月から警備保障を職員室・校長室・事務室にて実施しています。

6 東部排水処理施設 (H29)

- 南側雨樋（縦樋）が外れているので修繕すること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
指摘された年度中に修理しました。

7 西部南排水処理施設 (H29)

- 施設の後利用について、補助事業等がないため単独事業での整備となる。整備期限は定められていないとのことだが、適切な施設の維持管理を行う上で、関係する区を含め計画的な整備に努めること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
令和2年度に機器類の撤去を行い、令和3年度から防災倉庫として運用しています。

8 西部中排水処理施設 (H29)

- 施設の後利用について、補助事業等がないため単独事業での整備となる。整備期限は定められていないとのことだが、適切な施設の維持管理を行う上で、関係する区を含め計画的な整備に努めること。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
令和3年度より、郷土博物館の貯蔵庫として運用しています。